

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

○ソーシャルイノベーション創出基金条例	第33号		
	(イノベーション企画課)		3
○愛知県カスタマーハラスメント防止条例	第34号	(労働福祉課)	3
○愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の 使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	第35号	(市町村課)	7
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第36号	(税務課)	8
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	第37号	(人事課)	9
○愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例	第38号	(国際観光コンベンション課)	10
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第39号	(あいちの学び推進課)	11

本号で公布された条例のあらまし

◇ソーシャルイノベーション創出基金条例（条例第33号）

- 1 ソーシャルイノベーションの創出の促進に必要な財源を確保するため、ソーシャルイノベーション創出基金を設けることとした。
- 2 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。
- 3 その他基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県カスタマーハラスメント防止条例（条例第34号）

- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
- 2 社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図り、もって県民生活の向上及び本県産業の持続的な発展に寄与することを目的とすることとした。
- 3 カスタマーハラスメントの防止に関する基本理念を定めることとした。
- 4 何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならないこととした。
- 5 県、事業者、就業者及び顧客等の責務について定めることとした。
- 6 知事は、社会全体でカスタマーハラスメントの防止に取り組むために必要な事項に関する指針を定める

ものとする事とした。

- 7 県は、カスタマーハラスメントの防止に関し、相談への対応及び必要な助言を行うものとする事とした。
- 8 県は、事業者によるカスタマーハラスメントの防止に関する取組を支援するため、必要な情報の収集及び提供を行うものとする事とした。
- 9 県は、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する事業者、就業者及び顧客等の関心と理解を深めるとともに、カスタマーハラスメントの防止に資するため、広報及び啓発を行うものとする事とした。
- 10 この条例は、令和7年10月1日から施行する事とした。

◇愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行う事とした。
- 3 この条例は、公布の日から施行する事とした。ただし、2については令和8年1月1日から施行し、1については最初にその期日を告示される選挙から適用する事とした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、軽油引取税の課税免除措置の対象となる外国の軍隊に関する規定の整備を行う事とした。
- 2 その他必要な規定の整理を行う事とした。
- 3 この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（この条例の公布の日が同号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、公布の日）から施行する事とした。ただし、2については、令和8年1月1日又は同年4月1日から施行する事とした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業について、1日当たりの上限時間数のない形態が設けられることに伴い、条例で定めることとされた当該形態に係る取得上限、取得単位等を定める事とした。
- 2 その他必要な規定の整備を行う事とした。
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行する事とした。

◇愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 愛知県国際展示場の駐車場・屋外展示等用地使用料の額を改定する事とした。
- 2 この条例は、令和7年8月1日から施行する事とした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 令和7年度の授業料（通信制課程の授業料を除く。）について、第1期（4月から6月まで）の納付期限を延長する事とした。
- 2 高等学校等就学支援金を支給されない期間がある生徒が納付すべき令和7年度の授業料（通信制課程の授業料に限る。）及び受講料について、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することができる事とした。
- 3 この条例は、公布の日から施行する事とした。

条 例

ソーシャルイノベーション創出基金条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十三号

ソーシャルイノベーション創出基金条例

(設置)

第一条 ソーシャルイノベーションの創出（イノベーションの創出のうち、社会的な課題の解決及び地域の活性化に資するものをいう。以下同じ。）の促進に必要な財源を確保するため、ソーシャルイノベーション創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、ソーシャルイノベーションの創出の促進のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県カスタマーハラスメント防止条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十四号

愛知県カスタマーハラスメント防止条例

本県は、基幹産業である自動車産業をはじめ、航空宇宙産業、ロボット産業等のモノづくり産業が集積するとともに、商業、サービス業等の様々な産業が盛んであり、日本経済を牽引している。本県が日本の成長エンジンとして引き続き発展するためには、産業を支える原動力である全ての就業者が、やりがいを感じ、安心して生き生きと働くことができる環境を整備するとともに、事業者が円滑に事業活動を行うことができる環境を整備する必要がある。

しかしながら、顧客等からの悪質な苦情、不当な要求といった迷惑行為であるカスタマーハラスメントは、全ての就業者の尊厳や人格を傷つけ、働く意欲を奪うとともに、カスタマーハラスメントを受けた就業者が心身に支障を来し離職を余儀なくされるなど、様々な悪影響を及ぼしている。また、このことは、企業に雇用されている労働者のみならず、個人で事業を営む者、営利を目的としない事業に係る業務に従事する者、ボランティア活動に従事する者、公務員等の全ての就業者において同様である。

さらに、カスタマーハラスメントは、事業者に対しても、事業の生産性の低下、人材の流出等の大きな損失を与え、その円滑な事業活動を阻害している。

全ての就業者が心身の健康を確保し、やりがいを感じながら安心して生き生きと働くことができる環境及び事業者が円滑に事業活動を行うことができる環境を整備することは、社会全体の責務であり、そのためには、あらゆる場面において、国、県、市町村、事業者、就業者及び顧客等が一体となり、社会全体でカスタマーハラスメントの防止に向けて取り組む必要がある。

一方で、顧客等からの苦情、要望等は、事業者の事業活動の改善につながることもあることから、カスタマーハラスメントの防止に当たっては、顧客等の正当な権利に配慮することも重要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、カスタマーハラスメントのない社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、カスタマーハラスメントの防止について、基本理念を定め、並びに県、事業者、就業者及び顧客等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図り、もって県民生活の向上及び本県産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 事業（営利を目的としないものを含む。以下同じ。）を行う個人又は法人その他の団体（国及び地方公共団体を含む。）をいう。
- 二 就業者 事業者の行う事業に係る業務に従事する者をいう。

三 顧客等 顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業者の行う事業に関係を有する者（前二号に掲げるものを除く。）をいう。

四 カスタマーハラスメント 顧客等からの就業者に対する言動であつて、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであり、かつ、就業者の就業環境を害するものをいう。

（基本理念）

第三条 カスタマーハラスメントの防止は、カスタマーハラスメントが就業者に苦痛を与え、就業環境を害するものであるとともに、事業者に対しても事業の生産性の低下、人材の流出等の大きな損失を与えるものであるとの認識の下に、社会全体で取り組むことにより行われなければならない。

2 カスタマーハラスメントの防止は、就業者と顧客等が対等な立場において互いを尊重することが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

3 カスタマーハラスメントの防止は、就業者が業務に従事する際、同時に顧客等としての立場になる場合には自らもカスタマーハラスメントの主体となり得るものであるとの認識の下に行われなければならない。

4 カスタマーハラスメントの防止は、顧客等の正当な権利が侵害されることのないよう、十分に配慮して行われなければならない。

（カスタマーハラスメントの禁止）

第四条 何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、カスタマーハラスメントの防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と連携を図るものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、カスタマーハラスメントにより、就業者の就業環境が害されることのないよう、基本理念にのっとり、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、カスタマーハラスメントが行われたと認めたときは、基本理念にのっとり、カスタマーハラスメントを行った顧客等に当該カスタマーハラスメントの中止の求めその他の必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、自らの行う事業に係る就業者が業務に従事する際カスタマーハラスメントを行うことのないよう、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 カスタマーハラスメントの防止に関して、他の事業者から協力を求められた事業者は、基本理念にのっとり、その協力のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(就業者の責務)

第七条 就業者は、基本理念にのっとり、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深め、顧客等に適切な対応を行うとともに、事業者が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する取組に協力するよう努めなければならない。

2 就業者は、基本理念にのっとり、業務に従事するに当たり、他の事業者と取引を行う場合その他の自らが他の事業者の顧客等の立場になる場合には、自らの言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(顧客等の責務)

第八条 顧客等は、基本理念にのっとり、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるよう努めなければならない。

2 顧客等は、基本理念にのっとり、就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(指針の策定等)

第九条 知事は、社会全体でカスタマーハラスメントの防止に取り組むために必要な事項に関する指針を定めるものとする。

2 知事は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(相談及び助言)

第十条 県は、カスタマーハラスメントの防止に関し、相談への対応及び必要な助言を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第十一条 県は、事業者によるカスタマーハラスメントの防止に関する取組を支援するため、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十二条 県は、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する事業者、就業者及び顧客等の関心と理解を深めるとともに、カ

スタマーハラスメントの防止に資するため、広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の状況及びカスタマーハラスメントの防止に関する法令の整備の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十五号

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に改め、「同項第四号の三のポスターにあつては、愛知県知事の選挙の場合に限る。」を削る。

第五条第一項第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同項第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第六条第一号中「五百四十二円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第五条第一項及び第六条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

愛知県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十六号

愛知県県税条例の一部を改正する条例

愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十六第一項中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改める。

第六十条の四第三項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（法第四百四十四条の三第五項に規定する円滑化協定をいう。）」に、「オーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊」を「締約国軍隊（同項に規定する締約国軍隊」に改める。

第六十条の六の二中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第十二条の四第一項第二号中「第六十条の四第三項に規定するオーストラリア軍隊」を「締約国軍隊（法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する締約国軍隊をいう。）」に改める。

附則第二十三条の四の三第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項に」を「第十一条の六第一項に」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

附 則

1 この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（この条例の公布の日が同号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、公布の日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第二十三条の四の三の改正規定 令和八年一月一日

11 第四十二条の十六第一項の改正規定 令和八年四月一日

2 改正後の愛知県県税条例（以下「新条例」という。）第六十条の四第三項及び第六十条の六の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（愛知県県税条例第六十条の三第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十二条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の

引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年愛知県条例第二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十八条」を「第三十二条」に改める。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「及び第二項」を「から第三項まで及び第五項」に改める。

第二十五条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条第二項及び第三項において同じ」を加える。

第二十六条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十六条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十八条を削る。

第二十七条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加え、同条を第三十一条とし、第二十六条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十七条 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十八条 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間）

第二十九条 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間
(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第三十条 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

本則に次の一条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第三十二条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十九条の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十八号

愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例

愛知県国際展示場条例（平成二十八年愛知県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表駐車場・屋外展示等用地使用料の項中「三〇〇」を「四〇〇」に改め、同表備考第三号イ中「千六百元」を「千八百元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年八月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に自動車ごとに駐車場・屋外展示等用地の利用の許可を受けた者が同

日以後に駐車場・屋外展示等用地から自動車を出場させる場合における当該利用に係る駐車場・屋外展示等用地使用料の額については、改正後の愛知県国際展示場条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

愛知県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十九号

愛知県立学校条例の一部を改正する条例

愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 令和七年度の授業料（通信制の課程に係る授業料を除く。）に係る第六条第六項第二号の規定の適用については、別表第四第一期（四月から六月まで）の項中「八月二十日」とあるのは、「十月二十日」とする。
- 3 知事は、令和七年度に法第四条の規定による認定の申請又は法第十七条の規定による届出をした者（法第三条第二項第一号に該当する者を除く。）であつて、同年度において法第三条第一項に規定する就学支援金が支給されない期間があるものに対しては、別に定めるところにより、当該者が納付すべき当該期間（同条第二項第二号に該当することにより同条第一項に規定する就学支援金が支給されない期間を除く。）に係る授業料（通信制の課程に係る授業料に限る。）及び受講料について、その全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

